

1988 年金融制度改革と銀行の社会的責任 グローバル化と消費者保護

熊本学園大学 坂本 正

1. 1999 年 11 月 12 日、アメリカの包括的な金融制度改革法、グラム＝リーチ＝ブライリー法 (Gramm - Leach - Bliley Act) が成立した。1988 年金融制度改革の論議は、それに至る近年の改革論議の原型となるものである。
2. 1988 年金融現代化法案 (S.1886) [プロクシマイヤー (Proxmire) の上院法案] はグラス＝スティーガル法の改正 (20 条と 32 条の撤廃) を前面に据え、銀行に大幅な証券引受の道を拓くもので、3 月 30 日に本会議で可決された。
3. 下院のセントジャーメイン (St Germain) の草案では、銀行の証券業務進出を一定程度認める見返りに、それまでの伝統的な銀行業務＝基本的な銀行サービスを若年・高齢者と低所得者に保証するライフライン・バンキング条項と CRA 基準の強化を中心とした消費者保護条項が盛り込まれ、金融制度改革の一大争点となった。
4. 銀行による証券業務進出と消費者保護が鋭く対立したため、上院では下院法案が本会議に向けてまだ未調整の段階で、両院協議会での審議を円滑にするため下院銀行委員会で可決された 1988 年預金機関法案 (H.R.5094) の消費者保護条項 (第 章) を検討する「CRA 強化条項」公聴会を開催した。
5. 下院エネルギー商業委員会案が承認されたのが会期終了近くだったため、プロクシマイヤーはすでに下院を通過した「貯蓄の真実法」を修正してグラス＝スティーガル法改正の内容を含ませようと試みた。
6. 更にプロクシマイヤーは、消費者保護条項を盛り込んだ新法案を準備した。これも形をみなかったが、これほどまでに消費者保護条項は金融制度改革とリンクされた形で議論されることになったのである。
7. 金融制度改革と消費者保護問題が金融革新の進展の中でどのような関係にあるのかを検討することにしたい。